

下野市データ放送「しもつけ あれこれ」
放映依頼書兼誓約書

本団体は、下野市データ放送「しもつけ あれこれ」放映基準の条件を満たした団体であり、放映内容の実施にあたっては、市民及び市に迷惑がかからないようにするとともに、行政広報の公共性・公益性を重んじ、次に該当する行為をしないことを誓います。

- 営利目的の宣伝・広告活動 ○政治的活動
○宗教的活動 ○個人の宣伝・個人活動

また、放映内容を他の広報媒体等（インターネットを含む）に転載及び情報提供する場合は、この掲載依頼書・誓約書の提出により了解したものとします。

上記の内容を誓約し、別紙依頼票のとおり放映を依頼します。

年 月 日

下野市長 様

団 体 名		
代 表 者 名		
申 請 者	住 所	
	氏 名	
	電 話 番 号	
掲 載 目 的	1. 催し物 2. 会員募集 3. その他 ()	

データ放送入力依頼票

しもつけ あれこれ

1 掲載期間（開始時刻・終了時刻はご指定がある場合のみ入力して下さい）							
開始年月日		/ /		開始時刻		:	
終了年月日		/ /		終了時刻		:	
2 タイトル（字数制限なし）							
3 本文（1タイトルにつき掲載できる文字数は31文字×28行） 1画面に4行表示されます。							
4 放送区（小学校区）。指定する区に○を付けてください。 特に指定が無い場合は市全区域に放映します。							
1	薬師寺小学校区	5	緑小学校区	9	石橋北小学校区		
2	吉田東小学校区	6	石橋小学校区	10	国分寺小学校区		
3	吉田西小学校区	7	古山小学校区	11	国分寺西小学校区		
4	祇園小学校区	8	細谷小学校区	12	国分寺東小学校区		

< 注意事項 >

- ・1ページに掲載されるのは、1行31文字×4行です
- ・機種依存文字は、データ放送に表示できません
- ・掲載される文字は、全て全角の表示になります

データ放送入力依頼票（記入例）

しもつけ あれこれ

1 掲載期間（開始時刻・終了時刻はご指定がある場合のみ入力して下さい）			
開始年月日	2010/06/01	開始時刻	00 : 00
終了年月日	2010/06/07	終了時刻	23 : 59
2 タイトル（字数制限なし）			
6月7日（月）〇〇自治会 フリーマーケットの開催について			
3 本文（1タイトルにつき掲載できる文字数は31文字×28行） 1画面に4行表示されます。			
<ul style="list-style-type: none"> ●日時 6月7日（月）午前7時から正午まで ●場所 〇〇運動公園 ●お宝品があるかも？ぜひ家族でご参加ください。 ●お問い合わせ 代表 〇〇 電話40-5550 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>小学校区は、合併前の旧学区ごとに選択できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の南河内小中学校区を希望する場合 …薬師寺・吉田東・吉田西小を選択してください。 ・現在の国分寺小学校学区を希望する場合 …国分寺・国分寺西小を選択してください。 </div>			
4 放送区（小学校区）。指定する区に○を付けてください。 特に指定が無い場合は市全区域に放映します。			
1	薬師寺小学校区	5	緑小学校区
2	吉田東小学校区	6	石橋小学校区
3	吉田西小学校区	7	古山小学校区
4	祇園小学校区	8	細谷小学校区
9	石橋北小学校区	10	国分寺小学校区
11	国分寺西小学校区	12	国分寺東小学校区

最初の4行になるべく要点をまとめてください。

< 注意事項 >

- ・1ページに掲載されるのは、1行31文字×4行です
- ・機種依存文字は、データ放送に表示できません
- ・掲載される文字は、全て全角の表示になります

下野市データ放送「しもつけ あれこれ」放映基準

下野市がとちぎテレビに業務を委託して放映している市データ放送「しもつけ あれこれ」への、市内の団体・グループからの記事放映依頼に関して、必要な事項を定めます。なお、当面は試験運用とし、適宜本放映基準を見直すものとします。

1 放映できる団体・グループの基準

- 市内在住者または在勤者による団体・グループであること。
- 原則として6か月以上継続して活動している団体・グループであること。
- 活動場所が原則として市内の公的施設（公民館・コミュニティセンター・地区集会所など）であること。

2 放映できない記事

- 営利目的（間接的なものを含む）の宣伝・広告活動を目的としたもの
- 宗教的活動を目的としたもの
- 政治的活動を目的としたもの
- 個人の宣伝・個人活動を目的としたもの
- 放映意図、内容が不明確なもの
- その他、掲載することが不適当と思われるもの

3 放映依頼手続き

- 下野市総合政策室に放映依頼書兼誓約書と原稿を提出してください。提出方法は次の4通りで、電話・電子メールでは受け付けません。
 - ①市ホームページからの電子申込
 - ②総合政策室に直接持ち込み
 - ③FAX
 - ④郵送※できるだけ電子データでの原稿提出をお願いします。
- 原稿には、タイトル・日時・場所・費用・定員・申込方法・連絡先等を必ず記入してください。
- 会員募集の場合は、会則・会計報告・活動計画書など活動の内容が分かる書類を求める場合があります。
- 会費・参加費などを徴収するものは、会計の状況を確認するために、会計報告の提出を求める場合があります。

4 その他

- 原稿の趣旨に反しない範囲において修正され、または画面の都合で放映できない場合があります。
- 「しもつけ あれこれ」内での放映順位については、市が決定しますので、依頼者は指定できません。
- 放映開始・終了日時については、依頼者の希望を参考に市が決定します。
- 放映内容の実施にあたっては、市民及び市に迷惑のかからないようにしてください。

5 情報の提供等

- 放映内容を他の広報媒体等（インターネットを含む）に転載及び情報提供する場合は、掲載依頼書兼誓約書の提出により了解したものとします。

● 問い合わせ 下野市総合政策課 TEL 3 2 - 8 8 8 6 FAX 3 2 - 8 6 0 6